

受付番号	平成26年 第3号
受付日	平成26年4月1日
質問者	加藤清助 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成26年4月18日

担 当 部 局：市立四日市病院

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 加藤清助 議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質問 1

入院患者の日用品・寝巻・おむつ類の提供は、市立四日市病院の本来業務ですか？

答弁 1

入院生活上必要な生活用品等については、入院患者側で準備していただくものですが、実態として緊急入院や身寄りのない患者側だけで日用品・寝巻などの準備ができない場合には、患者の療養上、当院としても一定の支援が必要となってまいります。

質問 2

本委託契約の委託者は甲、市立四日市病院、受託者は乙 ワタキューセイモア株式会社となっておりますが、病院は何を委託しているのですか？

答弁 2

当サービス事業は、病院の管理の下、入院患者に必要な生活用品を提供すること等を目的に、包括的な意味で当院がワタキューセイモア株式会社に業務を委託したものです。

具体的には、ワタキューセイモア株式会社は、入院患者に日用品セット、おむつ等を提供するサービスにかかる物品の調達や当院への納品をはじめ全体を統括する業務を担い、市立四日市病院は、寝巻、おむつ等を部屋に運んだりと直接患者に提供するサービスにかかる部分を担うものです。

質問 3

当該商品サービス事業は、民間業者と入院患者の2者間の契約ですか？

答弁 3

生活用品等を提供する当該サービスについては、サービスを利用する入院患者と入院に必要な生活用品等を提供する民間業者とが直接契約を行うものです。

質問 4

質問趣旨にも述べたように当該契約は委託と受託がさかさまの契約書ではないのですか？

答弁 4

当サービス事業にかかる民間業者と当院との役割分担については、契約上明記しているものの、委託及び受託関係が複合していることから、文言上不明確な点があるため、今般その見直しを行ったところです。

質問 5

民と民の契約に地方自治法及び地方公務員法の適用をうける市立四日市病院が介在し、民間業者の仕事を受託できる法的根拠をお示してください。

答弁 5

本契約においては、当院が包括的な意味においてワタキューセイモア株式会社に業務を委託する中で、それぞれが役割分担をし、業務を担っているものです。そのため当院が民間事業者の仕事を受託しているものではありません。

なお、地方公営企業が民間の業務を受託することについても、地方自治法及び地方公務員法において禁止規定がなく、私法上の契約も可能と考えられます。

質問 6

前記同様に、病院職員が地方公務員法「職務専念」に抵触して、民・民契約の業務を行っており、病院が組織的に行っている行為ではありませんか？

本来業務で多忙な病院職員に民間業者の下請け業務を負わせることは患者対応業務に支障を及ぼす結果につながりませんか？

答弁 6

入院患者の寝巻、おむつ等の交換は、療養上必要な業務として職員が行っており、寝巻、おむつ等を提供するサービスがあることの紹介や、寝巻、おむつ等を部屋に運んだりすることは、患者や患者家族へのサービス向上に結び付くもので、職務専念義務に抵触するものではないと考えています。

また、業務全般の見直しや効率化に取り組んでおり、業務に支障を及ぼすことはないものと考えています。

質問 7

「手数料」を「労役費」として契約相手から受け取れば法に抵触しないと言うのでしょうか？

「手数料」の積算根拠をお示してください。

答弁 7

当該委託契約は、患者や患者家族へのサービス向上に繋がるものとして当院が一部の役割を担うものであり、法に抵触するものではないと考えています。

また、平成 25 年 11 月 7 日付け契約における手数料の算出根拠は、人件費相当分及び保管料相当分を合わせたもので、内容については次のとおりです。

セット内容	人件費相当分		保管料相当分		委託手数料 (税抜き) $a \times b + c \times d$
	人件費/分(a)	説明及び運搬 時間(b)	保管費用/日 (c)	想定保管日数 (d)	
Aプラン (寝巻・タオル)	36円	2分30秒	1円	6日	96円
Bプラン (タオル)	36円	2分00秒	1円	4日	76円
紙おむつプラン (重度患者向け)	36円	2分00秒	1円	1日	73円
紙おむつプラン (軽度患者向け)	36円	1分15秒	1円	8日	53円

質問 8

委託契約書第9条に「行政財産の使用について」とあり、乙、すなわちワタキューセイモア株式会社が行政財産をその目的外に使用する場合は使用許可申請を甲（病院）に行い、使用許可を得なければならないと規定していますが、行政財産の目的外使用許可申請は行われていますか及び許可しましたか？

答弁 8

平成25年度の契約においては、商品の保管についても当院が行う業務の一部として行政財産の使用許可の申請は不要としておりましたが、平成26年度の契約においては、商品の保管のために当院の施設の一部を使用することについて事業者からの申請に対して当院が使用許可をすることとしています。

質問 9

前項の行政財産の目的外使用、病棟各階の「倉庫（商品ストックヤード）」を許可している場合、その使用料はいくら徴収しているのですか？

使用料及び積算根拠をお示してください。

答弁 9

平成25年度は使用料は徴収せず、保管料として、セットにより1円～8円の金額を設定しており、答弁7に示すとおり、委託手数料に含めていました。

質問 10

当該「CSサービス」に関して、特定1社しか案内していません。

病院が1社を推奨するサービスだと誤解を与えていませんか？

また、入院患者に対して、患者が契約業者に支払う利用料から病院がその下請け手数料を得ている旨の説明・表示責任が必要ではないかと思いますがいかがお考えですか？

答弁 10

契約時において、当院が求める日用品を含めたこのサービスを適正に実施できるのは、当契約の相手方事業者のみと考えております。

また、当サービスの実施に当たり、当院が得ている収入については、当院の職員が業務に従事することへの対価であり、入院患者に対する説明等は必ずしも必要ではないものと考えております。

質問 11

本契約案件は公の病院における契約の機会の公平性に欠けるのではないですか？

入院患者が同業他社を選択、契約した場合、それを拒むことはできますか？

答弁 11

当業務については、病院内に一定の保管スペースが必要であり、1年ごとに行政財産使用許可を行い、場所を提供することとなることから、多数の事業者が参入することは、現実的には困難ですが、今後、複数の事業者が参入を希望する場合は、行政財産使用許可期限を勘案し、公平な事業者選定を行っていきたいと考えております。

なお、入院患者が同業他社から、直接、日用品等の提供を受けるサービスを独自に享受するとしても、それを拒むものではありません。

質問 12

当該サービス、委託契約による開始に先立ち、病院職員に対し時間外に「説明会」を開催してきていますが、時間外労働手当はいくら要したのですか？

これらの事前必要経費は契約相手方への手数料収入に積算されたのですか？

答弁 12

時間外手当については、612,058 円です。

この経費については、当該サービスの導入により入院患者の利便性の向上が図れるものであることから、当院が負担したところであり、委託料には積算していません。

また、契約相手方へ当該経費分を求めることにより、患者の利用料金の値上げに繋がることも懸念されます。

質問 13

病院の担う主体的業務に専念しなければならない病院職員が、1～2月でのべ入院患者数の20%の契約利用に対応する仕事が発生していますが、病院業務への影響、病院職員への負担増は如何把握・認識されていますか？

答弁 13

従前は、患者家族への説明対応や、身寄りのない患者へのおむつ、古着等の調達に時間を要していましたが、その業務が軽減されたことや、業務全般の見直しや効率化に取り組んでおり、全体として、病院職員の負担が大きく増えたものとは考えておりません。

質問 14

平成26年度市立四日市病院事業会計において、当該契約による「医業外収益」をいくら計上していますか？

答弁 14

その他医業外収益として、9,515 千円を計上しております。

質問 15

私の2月からの「委託契約」の矛盾、指摘に対して「契約書」の見直しを進められていると聞き及んでいます。

当該委託契約は、平成26年3月31日までが期間となっていました。平成26年4月1日以降はどういう契約で対処されているのですか？

平成26年3月31日時点で担当課に確認したところ、未だ4月1日からの契約書は「準備中」で「不存在」であることを確認しました。

しかし、当該サービスに対する病院対応は継続しているとのこと。ということは「契約締結」のない状態で行われているということですか？

また、新たな契約書締結を4月1日にさかのぼって取り交わすのですか？

何を、どう見直すのでしょうか。

問題点の正確な認識がなければ見直しできるものではなく、再び誤るのではないかと警鐘を鳴らさざるを得ないがいかかな見解をお持ちですか？

答弁 15

これまでの答弁にあるとおり、従前の契約、当事業の内容等あらためて精査を行ったうえで、本年4月1日の契約から、用語や表現の見直しを行いました。

また、料金については、人件費相当分のみの積算に改めるとともに保管料相当分については、料金に含めず、別途、行政財産使用料として徴収します。

質問 16

この間、本事案について様々ヒヤリングもさせていただきましたが、なぜこのような未熟なかつ、あってはならない法認識の欠如とも言える「委託契約」になったのか。

当局の総括と今後をお尋ねいたします。

答弁 16

患者や患者家族の利便性の向上を図るために公立病院も含め全国で同様のサービスを導入する病院が増えており、当院も導入を図ったところであります。

今後は、適法性の有無をはじめ、さまざまな角度から慎重に検討を行うとともに、適宜、弁護士等とも協議を行い、より適正な契約事務の執行と患者サービスの向上に努めてまいります。